

東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し昭島市が事業者を求める基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱(26都市住民第1714号)第5第1項第1号アに規定する昭島市(以下「市」という。)が事業者を求める基準(以下「市基準」という。)について定めるものとする。

(市基準)

第2条 市基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 入居者については、原則として昭島市民の入居を優先すること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条に規定する住所地特例が適用されるサービス付き高齢者向け住宅(以下「高齢者向け住宅」という。)であること。
- (3) 当該高齢者向け住宅の整備計画が、市内の地域別の高齢者人口分布に偏在を生じさせ、昭島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画等」という。)の達成を妨げる規模ではないこと。また、新設後の供給戸数が当該年度の介護保険事業計画等の目標値を超えないこと。
- (4) 地域密着型サービス事業所を併設する場合は、市に事前相談を行うこと。なお、介護保険事業計画等に整備予定が無い、あるいは、公募により参加したが選定されなかった場合には、地域密着型サービス事業所の設置は認めないものとする。
- (5) 市から求めがあったときには、入居者の状況等を報告すること。
- (6) 介護保険サービスの利用を希望する入居者に対し、特定の事業者(併設又は関連事業者など)が提供するサービスの利用を誘導しないこと。ケアマネジャー及び介護保険サービス事業所を入居者が自由に選択できるようにすること。
- (7) 併設又は近接する医療・介護サービス事業所が提供する医療・介護サービスについて、入居者以外の地域住民も利用できるようにすること。
- (8) 高齢者向け住宅の建設にあたっては、近隣住民に対して説明会を実施するなど、十分に事業計画の説明を行うこと。
- (9) 地域住民との交流の機会、交流の場を提供するなど入居者が安心・安全に暮らせるよう地域コミュニティの形成に積極的に取り組むしくみづくりに努めること。
- (10) 建築基準法や消防法等、法令上でスプリンクラーの設置義務が無い場合や免除される場合であっても、高齢及び要介護者の入居者の安全に十分な配慮をするため、出来る限り、各居室等へスプリンクラーを設置するよう努めること。
- (11) 高齢者向け住宅の建設にあたっては、建築基準法、消防法、都市計画法などの法令のほか、昭島市宅地開発等指導要綱等の関係する法令、通知等を遵守すること。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。